

こどもをまもるじょうれい 子どもを守る条例



枚方市
ひこぼしくん

ひらかたし こ えがお すこ せいちょう
枚方市は、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを
もくひょう す れいわ こ まも じょうれい
目標に据えて、令和3年に「子どもを守る条例」を
せいいてい
制定しました。

こ まも じょうれい み
子どもを守る条例について見ていきましょう♪

見^みたいところ を お^お押しと
それぞれの 話^{はなし} が
見^みられるよ♪



- こ^こまも^{まも} じょうれい^{じょうれい}
1. 子どもを守る条例とは
 - こ^こ けんり^{けんり}
2. 子どもの権利とは
 - こ^こ し^し
3. 子どものみんなに知ってほしいこと
 - おとな^{おとな} やくわり^{やくわり}
4. 大人の役割について
- ★ そうだん^{そうだん} ばしょ^{ばしょ}
相談できる場所



じょうれい^{じょうれい} さだ^{さだ} こ^こ
条例で定められている「子ども」とは、
おおむね^{おおむね} 18さい^{さい}までのひとのことを言います。

1. ^こ子どもを^{まも}守る^{じょうれい}条例とは

^{かんたん}簡単にいうと、^{ひらかたし}枚方市が

^こ子どもや^{かぞく}家族を
^{おとな}大人^{まも}みんなで守りましょう

^きと^{やくそく}決めた約束の^{こと}です。



いか

やくそく

以下のことを 約束 しています。

ひらかたし が だいじ している かんが かた
枚方市 が 大事に している 考え方

こ まも
や 子ども を 守るために どうしていか を

き やくそく
決めて、約束 しています。



つぎ も けんり はなし
次は、みんなが持っている権利についてお話します。

さいご こま なや
最後のページで、困ったときや悩んだとき、
相談できるところ（クリック） しょうかい を紹介します。



2. ^こ子どもの^{けんり}権利とは

^{けんり}**「権利」**は、
「〇〇できること」や
「〇〇しなくていいこと(されな
いこと)」の ことです。



みなさんは、子どもに権利があることを
知っていますか？



世界には、「**児童の権利に関する条約**」といって、

子どもが持つ権利を定めた国際条約があります。

日本では、**児童福祉法**という法律で、

国際条約で定めている子どもの権利を守る
ことを約束しています。



こ けんり
子どもの権利は、

おお 4 しゅるい わ
大きく4種類に分けられます。



① い 生きる けんり 権利

たとえば…



ふとん
あったかいお布団で
あんしん ねむ
安心して眠る
ことができる



なか す
お腹が空いたら
はん た
ご飯を食べる
ことができる

びょうき
けがや病気をしたら
びょういん ちりょう
病院で治療ができる



いのち まも い
命を守られ、生きることが
できます。

② そだ けんり 育つ権利



がっこう
学校でいろんなことを
まな
学ぶことができる

たとえば・・・

とも げんき
友だちと元気に
あそ
遊ぶことができる



う のうりよく じゅうぶん
もって生まれた能力を十分に
の せいちょう
伸ばしながら成長することが
できます。

③ 守られる権利

たとえば・・・

むり
無理やり
はたら
働かされない

いろいろなことから

まも
守られることになっています。

まやく かく ざい
麻薬や覚せい剤など
きけん
危険なものから
まも
守られる



ぼうりょく さべつ
暴力や差別から
まも
守られる



④ 参加する権利

たとえば・・・

自分の気持ちを
言うことができる



いろいろな情報や
考えを知ることができる

自由に考えたり
信じたりすることが
できる

自由に意見を言ったり

集まりに参加したりする

ことができます。

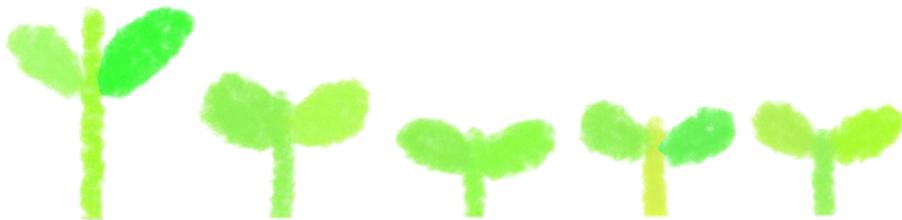
じぶん たいせつ けんり し
自分には大切な権利があるということを知ることが、
とても大切なことです。

つぎ し
次は、みんなに知ってほしいこと について
お話しします。



3. みんなに知^しってほしいこと

こ ^{たいせつ}
子どもにとって大切な5つのことを決めています。
この大切な5つ^{たいせつ}のことは、みんなに知^しってほしいこと
なのでぜひ読^よんでください♪



1

自分の権利が尊重されるもので
あることを認識すること。

みんなが大切な権利を持っていることは
先ほど話をしました。

自分の権利が大切に守られるものであることを
覚えておいてくださいね。

いろんな権利が
あるんだね！



2

こま 困ったときは、じぶん おも つた自分の思いを伝え、
そうだん にん しき相談することを認識すること。

いやなときは「いや」と言ったり

じぶん かんが つた自分の考えを伝えること、また、こま困ったり
なや悩んだりしたらそうだん相談することがたいせつ大切です。

みかたきみの味方は
かなら必ずいるよ！



3

じぶん じしん たいせつ 自分自身を大切にこころ はぐくする心を育むこと。

ひとり 一人ひとり、たいせつ そんなざいみんなが大切な存在です。

じぶん じしん 自分自身のことをたいせつ大切にしてください。

たいせつ あなたは大切な
そんなざい存在なんだよ～！



4

しゃかい き まも たしや けんり そんちよう
社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、
たしや たいせつ ところ はぐく
他者を大切にすることを育むこと。

たいせつ そんざい おな
あなたが大切な存在であるのと同じように
ほか たいせつ そんざい
他のひともみんな大切な存在です。
たいせつ
みんなのことを大切にしましょう。

ほか きも
他のひとの気持ちを
かんが たいせつ
考えてみることも大切だね



5

多様な経験を積み重ね、
社会的に自立していく主体性を育むこと。

いろいろなことを経験して
自立した大人になれるように、
自分で考えて、自分で決めたり行動したり
する力をつけることが大切です。

これが主体性だね



さいご
最後は、^{おとな}大人の^{やくわり}役割^{はな}についてお話しをします。



4. 大人の役割について



あなたの周りには、^{まわ}おうちのひと、^{ちいき}地域のひと、^{がっこう}学校の先生、^{かいしゃ}会社
^{はたら}で働くひとなど、たくさんの大人がいます。子どもを守る条例では、
^こ子どもを守るためにそれぞれの^{やくわり}役割を^き決めてしています。

ほごしゃ

保護者

ほごしゃ こ すこ せいちょう せきにん
保護者には、子どもの健やかな成長に責任があり
ます。たいへん かか こ まわ きょうりょく もと
めながら、こ せいちょう あ こ そだ おこな
子どもが安心して生活できる環境を整えて、成長
を ささ やくわり じょうれい つた
支える役割があることを条例では伝えています。



ちいきじゅうみん

地域住民

ちいき ひと こ あんしん せいかつ ちいき
地域の人は、子どもが安心して生活できる地域づく
りをするという役割があります。子どもとの交流の
きかい こ そだ おうえん たいせつ
機会をつくったり、子育てを応援することも大切なこ
となので、あなたに挨拶をしたり、見守ったりしてく
れているひとがいるんですね。



がっこうえんなど

学校園等

がっこう
学校などは、こどもがせいちょう
成長していくためにとてもたいせつ
大切なところなので、こどものあんぜん
安全を守って、あなたがなにか
なや
に悩んだりこま
困ったりしていたら、きづ
すぐに気付いてたす
助ける
やくわり
役割があります。だから、こま
困ったことやしんどいこと
があつたら、そうだん
相談したりたす
助けを求めたりしてくださいね。





さいごに

こま そうだん
困ったときは相談しましょう。

じぶん きも つた
自分の気持ちを伝えることができる
というのも、こ けんり
子どもの権利です。

こま なや
困ったとき、悩んだとき、しんどいとき、
いやなことがあったときには

がまん おし
我慢しないで教えてください。

みちか そうだん
身近なひとに相談できないときは、

いつでも相談できる場所があります。

つき そうだんまどぐち しょうかい
次のページで相談窓口を紹介します！

まるっとこどもセンター

☎ 072-841-1124

げつようび きんようび しゅくじつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:30

おうちのこと、^{とも}友だちのこと、^{がっこう}学校のこと
^{じぶん}自分のこと、^{そうだん}なんでも相談にのります。
センター^{めい}名には、こどもと^{かぞく}その家族を
^{ひらかたし}枚方市^{おうえん}みんなで”まるっと”応援しますという
^{おも}思いが^こ込められています。
あなたは、ひとりじゃないですよ。
いつでも^{まがる}気軽に^{そうだん}相談してくださいね。



こ えが お ま も 子どもの笑顔を守るコール いじめホットライン

☎ 072-809-7867

げつようび きんようび しゅくじつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:00

いじめのことについて相談そうだんにのります。

ちい
小さなことでもいいです。

こま
困こまっているとき、しんどいとき、がっこうがっこうに行きたい

くないなあって思おもうとき、いつでも

相談そうだんしてくださいね。



じ かん そ う だ ん う け っ け

24時間相談受付ダイヤル

こ せんよう
〈子ども専用〉

なにわっこ にっこり
☎ 0120-7285-25

こ せんよう
子ども専用のフリーダイヤルです。
じかん 365 日 24 時間 うち こと や とも だち こと 、 がっこう こと
いじめ こと 、 じぶん こと など
なんでも いつでも 相談 してください。
よなか だいじょうぶ
夜中でも大丈夫です。



そうだん

相談チャットアプリ「ぽーち」



←アプリのダウンロードは
ここからできます。



じぶん なまえ つた そうだん
自分の名前を伝えずに、アプリから相談できます。
なや きも だれ そうだん こま
悩みやつらい気持ちを誰にも相談できず困って
しまうことのないよう“あなた”をサポートします。
ちゅうがっこう はい
中学校のタブレットに入っているアプリまたは、
じぶん そうだん
自分のタブレットやスマートフォンから相談できます。



タブレットで↑
このアイコンを
さがしてね！



さいご よ
最後まで読んでくれてありがとうございました！

えがお げんき す
みなさんが笑顔で元気に過ごせるように、

おうえん
いつも応援しています。

たいせつ こ まも じょうれい
とても大切なことなので、**子どもを守る条例**のことを

おぼ
覚えておいてください。



こ まも じょうれい でんし
子どもを守る条例の電子リーフレットは
がっこう
学校のタブレットにあるアイコンからもみれます！

